

黒川俊雄「同一労働同一賃金の原則と婦人

労働問題」(『三田学会雑誌』第四八巻第一〇号)

山岸正子『東北水田単作地帯農家の

生活構造』(東北農試研究報告、第七号別刷)

——婦人問題研究とは何か?——

井出ふさえ

「婦人問題つて一体何を研究するのですか。」「農村婦人問題つて何を研究するのですか。」とよく聞かれる。以前『農村婦人問題文献目録』を作った時も、一言でこの間に答えている文献はなかなか探し求めた。探し方が、また、探し出した書物についての理解が充分でなかつたせいもあると思うが、余り「そのものずばり」という答を見出すことが出来なかつた。

黒川俊雄「同一労働同一賃金の原則と婦人労働問題」(昭和三〇年一〇月号)を読んで、この間に対する極めて要を得た答の一つを見出し、また、農村婦人の生活の実態もその一部としてよく再現されているところの山岸正子『東北水田単作地帯農家の生活構造』(昭和三十一年三月刊)を読んで、長い間の願いがかなえら

書評 婦人問題研究とは何か?

れたような気がした。

この書評は、そういう質問をされる方に、「こういう文献もございます。」という紹介をすることで終つてしまつた。なぜなら、書評者は両書から多くのものを学びとりはすれ、これを更に批判出来るほどの理論的水準をもたないし、また農村婦人の実状についての知識もないからである。もし、紹介以外の内容があるとしても、希望意見めいたものになつてしまつたようである。

(一)

黒川俊雄「同一労働同一賃金の原則と婦人労働問題」は三つの部分からなつてゐる。第一の部分は最近の世界労働運動において、婦人労働者の賃金引上げ、「同一労働同一賃金」の原則の適用への闘いがいかに行われているかについて概観を述べ、世界労連があらためて(昭和三十一年)、「同一労働同一賃金」の原則の適用をめざして国際婦人労働者会議を召集しようとしていることの労働運動史的意義を示し、この原則についての理論的考察を試みようとする筆者の動機について述べてゐる。

第二の部分において、まず、「同一労働同一賃金の原則は資本主義のもとで発展した近代的能率給与職階制において具体化し発展している」とみる見解があるが、歴史的にも理論的にもこの原則は労働者階級の要求であつて資本家階級の要求ではない。」とい

う著者の立場が表明される。つづいて、婦人労働の形成過程と、また「同一労働同一賃金」を要求する労働運動展開の過程が歴史的に敘述されている。この部分においてもつとも強調されているのは、中世都市手工業、及びマニファクチュア段階に比較しての、機械制大工業の段階における婦人労働の特色である。それは一方における婦人労働の必然化・大量化と、他方における家計補助的低賃銀にあるという。すなわち、

(1) 技術が進歩すると、複雑な機械をつかえる高度な熟練労働者にたいする需要が生まれるとともに、労働が単純となり、不熟練労働者に対する需要が増大して来る。したがって、この段階において、資本主義は不熟練の婦人労働および児童労働にますます広い門戸を開放するようになる。

(2) 広い門戸が解放されるばかりではない。それ以前の段階とちがつて、労働力を売ることを余儀なくされる婦人の存在は、次のような事情によつて、偶然的でなく必然的な現象となる。すなわち、住民のプロレタリア化がすすんで労働者階級が増加する反面、資本蓄積によつて資本の有機的構成が高まるにつれて労働力に対する需要が相対的に少くなり、労働者階級の一部は、資本蓄積が必要とされるにくらべて相対的に過剰となり、産業予備軍として失業または半失業状態におかれて来る。このような条件のもとで、資本家は賃金を労働力の価値以下に引下げるが、労働力の

価値が労働者とその家族が必要とする生活手段の価値によつてきまるかぎり、賃金が労働力の価値以下に引下げられれば、労働者の妻や娘も自分の労働力をどうしても売らないわけにはいかなくなつて来る。

(3) 一方、この段階と時を同じくして、資本主義の発展に伴つて小ブルジョアジーも貧困化し、没落するから、その娘や婦人たちも自分の労働力を売らようになり、工業はかりでなく、商業・銀行・保険業・官庁など、あらゆる部門で、男子にかわつて雇い入れられるようになる。それは一面では、これらの部門の事務労働者が、本来は熟練労働を行う賃金労働者中の高級部類に属していたが、事務所内での分業の発達によつて労働が単純になるばかりでなく熟練度をたやすくたかめられるようになり、未熟練の婦人労働者でも充分こと足りるようになるからである。

(4) このような広汎な婦人労働者とその低賃銀は、婦人労働者ばかりでなく労働者階級全体にとつて解決されるべき問題として、闘争の課題となる。

第三の部分は、「同一労働同一賃金」の原則について、その性格を敘述したものである。この部分は、男子に比べての婦人の低賃金について、資本主義の賃金法則との関連において要約的に説明している点で、従来の婦人問題の文献にみられない本文献の特質をなすところである。

労働の価格を支配する法則は、労働力の価値法則であり、それは別に、個々の労働者の労働の価格を決定する法則などは存在しない。労働力の価値は労働者階級全体の平均として存在するのであるが、労働力の価値法則が作用する場合には、資本家に対する労働者間の競争をおして異つた種類の労働力の価値がそれぞれの労働者の労働の価格に格差を生ぜしめる。異つた種類の場合、熟練労働力と不熟練労働力のばあいのように労働の質の相違を伴う種類別と、家族を養っている労働者の労働力とそうでない労働者の労働力、男子労働力と女子労働力、成熟労働力と未成熟労働力、などというばあいに、労働の質の相違を必ずしもともなわない種類別がある。労働力の価値法則は、剰余価値の法則・資本蓄積の一般的法則のもとで作用するかぎり、相対的過剰人口の圧力によつて労働の価格は、労働力の価値以下に引下げられるのであるが、その圧力をうける度合は、労働力の前述したような種類別によつて異なる。

男女間の賃金の差は、労働力の価値法則によつて、まず第一に、価値の大きさのちがいとして、次のように生ぜしめられている。

(1) 労働力の価値は労働者とその家族に必要な生活手段の価値によつてきまる。労働者の妻や娘もその労働力を荒れるようになるは、労働力の価値は夫や妻や娘のそれに分割される。それゆえ

労働力の価値は階級全体の平均としては家族に必要な生活手段の価値をより少くしかふくまなくなってくる。もちろん資本主義の発展によつて増加する婦人労働者のなかには、いろいろな事情で、家族を養わねはならない者の数がふえてくる。けれども、家族を養わねはならない者の数は、やはり男子労働者のほうが多く、したがつて、平均的には男子よりも婦人の労働力の価値が小さい。その主なる理由は次の三つである。

a、私有財産の維持と相続のために生じた男の支配を伴う一婦制単婚家族は、財産のない労働者の家族にはますます適用されなくなつてくるとはいえ、そのなごりは根強く残つている。ことに資本主義的な関係とならんで、資本主義以前の関係が遺物として残っている国では、労働者家族にも家父長制が依然として支配している。このために婦人は家事労働にしばりつけられ、ときには内職というかたちで家内労働に従事しているばあが多い。

b、家父長制の支配が少いばあいでも、婦人が夫や父の被扶養者にならざるをえないのは、資本主義が私的時計を社会的産業に転化してしまうことができず、また、婦人がその肉体的特性から社会的任務として課されている分岐と子供の養育を社会によつて特別に配慮することができないからである。

c、資本主義が、婦人が家のなかでやつていた仕事を社会的産業としておこなうようになった場合にも、私的資本主義的に経

營さされているかぎり、かえつて支出の増大をもたらし、婦人がかせぐようになつてもたらされた収入の増加が相殺されてしまふ。

(2) 資本主義のもとでは、婦人がはじめから熟練技能を必要としない仕事に雇われ、また、家事労働にしばらくつけられていた婦人の職業的訓練の欠如によつて、婦人労働力の価値のなかにふくまれている修業費は、平均的には男子のそれよりも少い。

(3) 労働力の価値をきめる生活手段の分量は、労働者の普通の欲望水準によつてきまるかぎり、婦人労働者の家庭が男の支配のなごりをとどめ、封建制の遺物や家父長制を残しておればおるほど、夫や父に比べて質の悪い衣・食・住で生活させられるために、その婦人労働者の欲望水準は低くおさえられ、資本家はそれだけ低い賃銀で雇うことができるようになる。

続いて、著者は、このような、男女労働力間の価値の相違は、資本主義が発展するにつれて、(1)ますます多くの婦人が夫や父の被扶養者であることをやめて、かせぎに出なければならなくなり、(2)働くためには教育をうけなければならなくなり、(3)さらには夫の支配にたいする「妻の反逆」が増大するという理由によつて、減少するといつている。

このように男女間の労働力の価値の相違は縮小する傾向をもつにかかわらず、その実現形態たる労働の価格と賃金の相違は、か

えつて拡大される。それは、相対的過剰人口の重圧が男子よりも婦人により大きく働くからである。すなわち、労働者階級、さらには小ブルジョア階級が貧困化し没落すれば、従来被扶養者であつたその妻や娘がますます多くその労働力を売らざるをえなくなるし、その就業が短期間のものではなくなる。供給がこのように激増するのにたいして、需要も増大するといへば、資本家が婦人の職業的訓練の欠如などの口実をもうけて婦人に対し職業の門戸をとざし、「婦人の持場は家庭にある」といつて、婦人労働者を解雇するので、強く制限されている。(ここに同一労働同一賃金の要求は、「働く権利、あらゆる職種への婦人の解放、婦人労働者としての資格の承認」という要求と結びつかざるをえない理由がある。)かくして、自分の労働力を売らざるを得ない多くの婦人大衆は潜在的過剰人口と同じような失業状態におかれ、また、家内労働に従事する停滞の人口として半失業状態におかれ、しかもさらに下層は浮浪者・売春婦となる。

資本家は、このように相対的過剰人口のなかでたえず増大する婦人失業者および半失業者の圧力を利用して、家計補助的労働であるとか、産前産後の休暇で労働が中断されるとかいう理由をつけて、婦人の賃金を労働力の価値以下にとくべつ低く押しさげける。こうして、資本家は、すでにのべたように、婦人労働力の価値が平均的に低いのとあいまつてとりわけ多くの剰余価値を搾取

するのであり、このことは、婦人が男子と同じような労働をおこなうながら、その労働の価格が男子より低いという形態をとつてあらわれる。そこに「同一労働同一賃金」の要求がうちだされる。

以上で本書の内容紹介を終るが、本書の論旨のうち、(1)労働力の価値法則、(2)労働力の種類別、および、(3)労働力の価値の婦人労働力への分割、に関する論点は検討の余地があると思う。しかし、最初におことわりしたように、この書評は、婦人問題諸文獻の中での本文獻の位置づけに重点をおくものであるので、この点の検討はここでは省略したい。

婦人労働者の解放が実践的な課題となる以前の段階においては、婦人問題は、参政権・財産制度の改善を主たる課題として、民主主義的な啓蒙思想のうちにうたわれている傾向が強い。婦人問題研究に社会科学、なにかんずく経済学の方法が用いられるようになったのは、資本主義が広汎に生み出したところの婦人労働者の解放が実践的な課題となった段階においてであつた。『本誌』一一巻二号で私が書評を行つた、大河内一男・磯田進編『婦人労働』や、この黒川氏の「同一労働同一賃金の原則と婦人労働問題」のような経済学の視角よりする婦人問題の研究文獻が、近年発刊される必然性は、何よりもまず、わが国における広汎な婦人労働者の存在が前提とされているといえよう。

書評 婦人問題研究とは何か？

婦人問題の研究が、経済のあらゆる発展段階における婦人問題を対象とするのか、それとも資本主義の段階におけるそれを対象とするのかは一つの問題であるが、それはさておき、問題自体の社会問題的性格、実践的な性格よりすれば、現段階の研究——資本主義と婦人賃労働——の研究にウェイトがおかれざるを得ない。ここに資本主義の仕組みのなかで婦人賃労働のおかれた地位を明かにし得るために、婦人問題研究への経済学の登場が行われる。(このことは、また、経済学が社会的諸関係の実在的基礎——土台——たる生産関係を対象とすることによることはいうまでもない。)

しかし、現在なお、婦人問題研究において、全体としてみれば、いささかの混乱があることも事実である。この混乱とは、婦人問題について、経済学・社会学・心理学・生物学等さまざまな視角から考察しながら、これらの分析のそれぞれのうち、何が土台であり、他のものはその土台に対していかなる位置づけにあるかについての反省を欠き、したがつて、それぞれの分野からの分析が併列され、羅列されがちであつて、立体的把握がなされていないということであることを、私はさきの書評で指摘した。黒川氏の研究はこの混乱を排して、各視角からの分析が「土台」に対していかなる位置づけにあるかを考える糸口を与えている。そのことは、とくに本研究のうち、男子よりも婦人の労働力の価値が

平均的に低いことの理由について書かれた部分についていえる。

例えば、(1)家父長制とそのもとにおける婦人の地位について考察したものとして法律学・法社会学の視角からの文献があり、(2)家父長制のもとにあるが故につましい生活に甘んじる婦人の生活とその意識——欲望水準の一つの指標——をたくみに描き出したものとして社会心理学の視角よりする文献があり、(3)婦人の労働が結果的に婦人特有の任務たる分娩に与える影響について生物学の視角よりする文献があるが、これらは婦人労働者にあつては、婦人の労働力のなかに含まれる価値の大きさを男子のそれよりも小さいものとし、結局、婦人に特有な低賃金を通して資本主義の搾取関係を結びついていた、というように。

一一巻二号の書評につづいて本文献をとりあげる理由は、第一にこれらが婦人賃労働の賃金法則を正面から取り上げた唯一のものであるところにあるが、また本文献が前述したような性格をもっていることにもよる。しかし、本文献があたえているものはこうした位置づけへの糸口、に過ぎない点も注意しなければならぬ。なぜなら、今までのように個々バラバラの視角から分析を行い併列させるのでなく、これを婦人の低賃金の具体的な諸様相に密着させて、からみ合いの関係においてとらえることは、婦人問題にとつて今後の課題であるからである。

婦人労働者の当面する実践的課題よりすれば、本文献には語るべくして残されたいいくつかの問題点があるように思う。それは「同一労働同一賃金」の要求の実現をうらずけるものとしての「最低賃金」確保の要求との関連、および「社会保障制度」の要求との関連についての考察である。

前者は筆者が前段において分析されている「相対的過剰人口の圧力の全労働者階級の賃金水準を価値以下に切り下げようとする作用」に対してなされる労働者階級全体の基本的な要求であるからであり、後者は、「同一労働同一賃金」「最低賃金」の要求のあとに尚残る多くの解決さるべき問題に關与しているからである。

「社会保障制度」の要求は、とくに筆者が第三の部分で述べている婦人に特有な負担たる分娩・育児の個人的負担からの解消をも課題として含むものとして、とくに婦人労働者の要求と密接に結びつくもので、男女同一労働同一賃金のうらづけをなすものとしてとり上げられる必要があろう。これらが省かれたことは、本文献が同一労働同一賃金に焦点がおかれていることを考えれば、やむをえない事であらうが、残された問題点として指摘しておきたい。

本書は婦人の賃金を男子より低くさせるものとして、家父長制にのこる男の支配をあげている。このことは同一労働同一賃金の原則実現のためには「家族関係の民主化」の要求が大きな意味を

もつことを示唆している。また筆者は最後のところで「夫の支配に対する妻の反逆が増大する」と述べているが、このことは反面、ひとたび、「自分の足で立つた」——自分の労働力の販売で、家族関係における男の支配から経済的独立を味つた——婦人たちが、そのひとりだちの自由さを守り育てようとする方向に歩み出す力と意志をもっていることをも暗示しよう。とすれば、實労働が、封建的諸関係からの解放を前提する——たとえそれが資本主義的關係への拘縛をいみするものであつても——という意味で、もつとも家父長制——男の支配——を震撼させ、根こそぎし得る実体をもつものとして、尚のこる家父長制に対して、「家族関係の民主化」という課題を正面からとりあげ得るし、とりあげざるをえないことも暗示している。

本文獻のなかに、「資本主義的な関係とならんで、資本主義以前の関係が遺物として残っている国では、労働者家族にも家父長制が依然として支配している。」という言葉がある。資本主義的な関係とならんでいる資本主義以前の関係の遺物たる單純商品生産が、広く深く根をおろしている一典型としてのわが国の小農経営、そこには筆者が指摘するように、労働者家族の家族関係にさえ色濃く影をなげかける家父長制の原型を見出すことが出来ないであらうか。本文獻と併せて山岸正子『東北水田単作地帯農家の生活構造』をとり上げて紹介、書評する動機の一つはここに

ある。

二

山岸正子『東北水田単作地帯農家の生活構造』は、東北水田単作地帯の先進地たる山形県飽海郡中平田村五一〇戸を対象とし、そのうち二九戸の農家について精密な個別調査を行つた報告である。構成はつぎの如くである。

1、はしがき

2、労働力と家族の構成

- (1)調査村の位置 (2)調査村の概況 (3)家族人数と労働力 (4)家族構成と労働力 (5)家族構成と労働年令 (6)家族構成と身分構成

3、家族構成と農業労働

- (1)調査農家の概況 (2)年間の労働配分と生活様式 (3)農業労働と家族の労働分担 (i)稲作作業について—a 耕起・代掻作業—b 自勸耕耨機と女子労働—c 田植作業—d 除草作業—e 刈取作業—f 稲運搬作業—g 脱穀調整作業—h 稲作労働の離脱過程、(ii)畑作並びに家畜管理について—a 畑作作業—b 牛馬管理—c 鶏管理—(4)水田単作地帯における後進地との比較

4、家事作業と家族構成

- (1)生活の場としての農家住宅 (2)家事担当者の性格 (3)炊事

作業について (4)洗濯及び裁縫について (i)洗濯について (ii)裁縫について) (5)育児について (6)家計管理について (i)預金及び現金の管理、(ii)経営費の出費、(iii)飲食費、日用品の出費、(iv)衣料費の出費、(v)交際費の支出) (7)家事作業の時間的構成と二毛作地帯農家との比較 (8)嫁の生活 (i)結婚から出産まで、(ii)嫁の小遣い)

5、要約及び結語

この調査の目的は「家における家族生活の仕組を社会生活、農業経営との関連において追究し、生活の組織を構造的に把握」しようとしたものである。

一一巻二号で同じく書評を行つた、労働省婦人少年局編『農村婦人の生活』に代表されるように、農家の家族生活についてかかれた婦人問題の文獻がいくつかある。多くのそうした文獻が、都市と異なる農村の家族生活の諸現象を併列的に指摘する傾向が強いなかで、本書は、まず第一に、これらを農家の農業生産力の諸形態との関連において構造的に把握している点で、きわめて意義深い文獻である。

多くの文獻が、諸現象の羅列に終りがちであつたことはいくつかの理由があるように思う。それは、一つには、家族生活をつらぬく原理が、血縁関係を基礎とする慣習・慣行によつて多くさざえられ、このような慣習・慣行、さらにそれに伴う意識形態を

正しく把握することが、場あたりのな、外側からの、また短期間の観察では充分になされ得ないというところにあるのではない。更に農家の家族生活にあつては、問題を一層錯綜させる要因として、生産と消費の未分離がある。また第一節で私が指摘したように従来に行き方は、慣行は慣行、意識は意識として、社会学や心理学の個々バラバラの視角からの分析にゆだねられて来た。本書はそれと異り慣行・意識を、それを維持し、創り出す物的条件——本書の場合これは稲作経営の生産力水準の必要とする家族構成、および部落的規制としてとらえられている——に密着させて把握されている点で、他に例を見ないものであらう。本書はこのような今まで光をあてられていない領域に対してつぎのような、精密で、独創的な方法によつて調査を行つたものである。

すなわち、農家の家族生活のしくみを、(1)家族員の労働力の支出については、個々人の農業労働時間・家事労働時間について調査し、(2)大は自動耕耘機から小は手拭・便所バケツに至るまでの、具体的な事物をめぐる家族内の人と人との関係を分析、描き出し、(3)さらに家族生活の諸慣行を生産・消費にわたるかず多くの事例から明かにしている。

本書のなかでも特に精彩をはなつてゐるのは、(1)非常に入り組んだ多数の稲作作業・家事作業を、その作業が経営・消費生活のなかで占める位置と、労働の性質において区分けするとともに、

これとの関連において、この作業に支出される労働力の本書の言葉によれば生物的（年令・性別を中心とする）条件、これが必然的に結びつく家族内の身分的地位を明かにした点、(2)生産と消費が未分離であることが、家庭生活を生産に從属したものとしている点で、都市と異なる様相をもつことを明かにするとともに、家族生活のしくみが、近代的なものであるか、そうでないか、ということ把握するための指標として、従来とりあげられた冠婚葬祭のあり方などについての追究のほかに、いくつかの日常的な事物——例えば、調味料・手拭・ミシンの使用の有無、台所の構造など——をあげ、それを用いて分析している点、(3)個々の農家の家族生活のしくみに作用する要因としての部落からの規制を、さまざまな事象について敘述していること、(4)以上と関連して家族員の意識を把握している点、などである。

このような調査によつて著者が導き出した結論は次の如くである。

- (1) 稲作経営を構成する諸作業はその労働の量・質に応じて一定の年令の一定数の家族員を必要とする。したがつて、各作業は、単独に、又互に競合して経営規模と家族構成との間に相關關係をもたせる。すなわち、一町未満—夫婦家族型、三町以上—直系二夫婦型、一—三町—片親夫婦型、という關係がみられる。
- (2) 稲作経営は、除草作業にみられるような裸手労働を維持せ

しめ、これは家長の支配を強める。また各作業の分担は、家族構成が複雑になるに伴つて家父長的系譜で貫かれる。すなわち、根幹的な技能労働は経営主または長男、他は勞力提供者的な労働力（激しい筋肉労働及び裸手労働など）に分れる。女子は一般的に機械的な組作業の附屬的作業か、または組を要しない單純な繼續作業の場合の裸手労働を行う。経営主は労働能力が枯渇するにしたがつて、はげしい労働から退くが、重要作業の指示監督は行い、死ぬまで経営權を譲渡しない。

(3) 規模が上昇し、家働構成が複雑になるに伴つて女子労働力において家事専門と農業労働の分化が行われる。が、稲作の根幹労働力として耐えうる間は家事専門にならない。家事は家長に近い地位の婦人によつて分担され、この分担はまた若干の自由に処分できる現金をもつ可能性を与える。

(4) 家計の管理は経営主が行う。

(5) 家事労働のなかにも主婦對労働力提供者という家父長的系譜が貫かれる。家事労働は農作業に順応し、また、部落共同体的規制の影響をうける。とくに住居の改築・改善・冠婚葬祭は、後者ときりはないて考えることは出来ない。

第一節で私が、本書の書評を「同一労働同一賃金の原則と婦人労働問題」と併せて行う理由としてあげた、労働者の家族にもいまなおのこつてさえる「資本主義以前の關係の遺物」ととも

書評 婦人問題研究とは何か？

にある家父長制は、わが国の小農経営のなかでいかに息つき、農業生産者たちの労働と生活のなかにいかにその根をおろしているかを、本書は以上のような筋道によつてがつちりと描き出している。婦人問題の研究は、本書によつて、この「家父長的支配への家族員の従属」の現実の姿についてのすぐれた研究成果をもつことになった。

多くの農村婦人問題の文獻が説明しているように、農村婦人たちが直面する問題が、婦人労働者たちにとつては中心的課題たる「同一労働同一賃金」「最低賃金制」「社会保障制度」ではなく、「家族関係の民主化」である理由は、わが国の農業が、資本主義以前の小農経営であり、そこで婦人たちが直面している関係が家父長制であることにあろう。とすれば、婦人問題全体において大きなウェイトを占める「家族関係民主化」の要求実現の具体的条件を把握するためには、実は資本主義のなかにくみこまれたものとしての小農経営とそこの家父長制を知ることが必要であつたということを、二文獻は示唆しているように思う。

このように考える時、本書にもなお、いくつかの残された問題があるように思う。すなわち本書によつて、農家の生活構造においては資本主義以前の関係の遺物たる家父長制が、農業経営の生産力水準と結びついて維持されていることが明かになった。だが小農経営の外側にある資本主義的な関係が、どうしてそれ自身

とは異質的な資本主義以前の関係たる家父長制をほりくずさず、かえつて維持し、再生産しているかという問題が残つてるように思う。それを見るためには、一方では、本書のように、資本主義以前のものが農家に根をはやしている足がかりを追究するとともに、他方、資本主義が農家にさしのべる手を追究する必要があるように思う。その二本の手——農産物の商品化と労働力の商品化の二側面——は、いかに農家の生活構造と結びついているのであろうかという問題が残される。

この問題を本書の内容に則していえは、例えば(1)農家の分類について、(2)家族労働力を経営に緊縛せしめる理由のうち、とくに雇用労働の有無、および自家労働力の自家農業外への販売について、の二つの問題に関するものと思われる。

(1) 農家の分類について。

著者は農家の型を分けるのに二つの方法を用いている。一つは、夫婦、直系二夫婦、片親夫婦という家族構成の型による分類と、もう一つは、(1)革新型(反当生産力を昂めようとしている農家が、同時に労働生産力をも昂めようとする努力している農家)、(2)精農型(反当生産力を昂めようとする努力している農家)、(3)伝統型(革新・精農いずれにも入らず旧来の農法を踏襲している農家)、(4)自給型(経営する耕地面積が自給の域を出ない飯米農家)、という動態的にみた農業経営の型による分類である。この二つと、さ

らに経営規模による分類との三つが、相互に有機的にからみあうものとして用いられている。もし、さきのような観点から、資本主義のもとに包摂された小農経営としての農家の生活構造との関連をみようとするならば、上記の分類と併せて、さらに、この農産物販売量と雇用労働導入を基準とする農家の階層区分による分類、——富農・中農・貧農という——が行われねばならないであろう。

(2) 家族労働力を経営に緊縛せしめる理由のうち、とくに雇用労働の有無、および自家労働力の自家農業外への販売について。

著者は、本調査の主たる対象たる三〜四町層において、家族労働力を経営に緊縛せしめている要因は、稲作経営の技術構成にもとづくところの労働条件であるとし、この点きわめて詳細に事実を上げている。しかし四町以上層では、同じ稲作経営でありながら、家族労働力の消化度を低下させても、広汎に雇用労働を入れている点を考え合せる時、雇用労働非採用の要因のなかに、単に稲作経営の技術構成のみではなく、他の経済的な理由もあるのではないかと思う。この経済的な理由をみるためには、(1)と関連して、四町以上層、三〜四町農家層の階層性を明かにする必要がある。また、雇用労働の採用が、農家の家父長制に与える影響も残された問題として存在する。

書評 婦人問題研究とは何か？

さらに、著者も指摘されているように、より下層の兼業農家においては、自家労働力の農業外への販売がみられる。この兼業労働のこれら下層農家群の経営において果している役割を見、さらに、この兼業労働の存在が、この農家群の生活構造をいかに変化せしめているか、またこれら農家の存在が他の農家の生活構造にいかなる影響をもつものであるかということを分析することも残された問題である。

本書は生産の面においても、消費の面においても革新的な要素をもつ農家が、主として経営主が農業外、部落外の生活経験をもつものであることを指摘している。このことは、農家の生活構造の古さを打ち破る本源的な力は農業外に存在することを暗示しているのではないか。もしそうであれば、「いえ」からもつとも解放され、資本—賃労働関係の渦中にある婦人労働者の命運は、また家に束縛されている農村婦人のこれからの動きとさまざまな形で結びつくものであらう。また、黒川氏が指摘するように、婦人労働者にとつて、男子と平等な労働者たるためには、「家父長制からの完全な解放」がどうしても必要であるならば、この家父長制的「いえ」制度の支配下にある農村婦人の生活は決して「他人事ではない」ということにもなる。

婦人労働問題を研究する人は、「資本主義と婦人賃労働」を論じ、農村婦人問題に関心をもつ人は「いえと農村婦人」を多く語

つて来た。婦人問題研究のなかで両者が正当な位置づけを与えられるために、この二文獻が果す役割はきわめて大きいと云えよう。

最初にかえつて「婦人問題、農村婦人問題つて何を研究するのですか？」という問が発せられるならば、私がこの二文獻から読みとつた答は、「資本は男より女の方をより多く搾取している。この搾取のメカニズムと態様を研究する。」ということである。これは言いすぎであらうか。

また、この二文獻が示唆するように、この「より多く」が、「いえ」制度、それに伴う意識諸形態と結びついており、「搾取する」が資本主義のもとにおける生産諸関係に結びついていることは、婦人問題をきわめて取り扱い難い問題にしているゆえにある。